定　　款

第1章　総 則

第1条　（商号）
当会社は、株式会社キャリアデザインセンターと称し、英文では、CAREER DESIGN CENTER CO.,LTD.と表示する。

第2条　（目的）
当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. スクール・セミナー及びイベントの企画・運営
2. 雑誌・書籍の企画・編集及び出版
3. 広告代理事業
4. インターネット上のホームページ作成及び保守・運営事業
5. インターネットを使った広告・宣伝に関する企画立案及び制作事業
6. コンピュータネットワークの構築・運営事業
7. 有料職業紹介事業
8. 労働者派遣事業
9. コールセンターの企画・運営・管理に関する業務
10. インターネットを利用したビジネスの企画・開発及びそのコンサルティング業務
11. 人材の職業適性・能力開発事業
12. 経営コンサルタント事業
13. 企業の人事に関する事務の請負事業
14. 前号に関するコンサルタント事業
15. 生命保険の代理
16. 損害保険の代理業
17. 前各号に付帯する一切の業務

第3条　（本店の所在地）
当会社は、本店を　東京都　港区　に置く。

第4条　（公告の方法）
当会社の公告は、電子公告により行う。

②やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第2章　株 式

第5条　（発行可能株式総数）
当会社の発行可能株式総数は、20,640,000 株とする。

第6条（自己株式の取得）
当会社は、会社法第 165 条第2項の規定により取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

第7条 （単元株式数）
当会社の単元株式数は、100 株とする。

第8条 （単元未満株式についての権利）
当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。
1. 会社法第 189 条第2項各号に掲げる権利
2. 会社法第 166 条第1項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第9条 （株主名簿管理人）
当会社は、株主名簿管理人を置く。

②株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。

第 10 条 （株式取扱規則）
株主名簿及び新株予約権原簿への記載または記録、その他株式または新株予約権に関する取り扱い及び手数料については、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第 11 条（基準日）
当会社は、毎年9月 30 日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

②前項及び本定款に定めるほか、必要があるときは取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者とすることができる。

第3章　株主総会

第 12 条（招集の時期）
当会社の定時株主総会は、毎年12月に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に招集する。

第 13 条（招集権者及び議長）
株主総会は法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

②取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役が株主を招集し、議長となる。

第 14 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）
当会社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

第 15 条（決議の方法）
株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めのある場合を除き、出席した議決権を行使するこ

とができる株主の議決権の過半数をもって行う。

②会社法第 309 条第2項の定めによる決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

第 16 条（議決権の代理行使）
株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。この場合には、株主総会毎に、代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第 17 条（議事録）
株主総会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録する。

②株主総会の議事録は、その原本を10年間本店に備え置く。

第4章　取締役及び取締役会

第 18 条（取締役の設置）
当会社は取締役会を置く。

第 19 条（員数及び選任方法）
当会社の取締役は3名以上、10名以内とし、株主総会の決議によって選任する。

②取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

第 20 条（累積投票の排除）
取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。

第 21 条（任期）
取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

②補欠または増員により選任された取締役の任期は、他の取締役の残任期間と同一とする。

第 22 条（代表取締役及び役付取締役）
取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

②代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。

③取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、必要に応じて、取締役会長を1名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

第 23 条（取締役会の招集権者及び議長）
取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。

②取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

第 24 条（取締役会の招集）
取締役会を招集する時は、会日から3日前までにその通知を発する。ただし、緊急に招集の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

第 25 条（取締役会の決議）
取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって決する。

第 26 条（取締役会決議の省略）
当会社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。

第 27 条（取締役会の議事録）
取締役会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印または電子署名する。

②取締役会の議事録は、10年間本店に備え置く。

第 28 条（取締役会規程）
取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

第 29 条（取締役の報酬等）
取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第 30 条（社外取締役の責任免除）
当会社は、社外取締役との間で、当該社外取締役の会社法第 423 条第1項の責任につき、法令に定める要件に該当する場合には、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。

第5章　監査役及び監査役会

第 31 条（監査役及び監査役会）
当会社は監査役及び監査役会を置く。

第 32 条（員数及び選任方法）
当会社の監査役は3名以上、5名以内とし、株主総会の決議によって選任する。

②監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

第 33 条（任期）
監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

②補欠によって選任された監査役の任期は、前任者の残任期間と同一とする。

第 34 条（常勤の監査役）
監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

第 35 条(監査役会の招集)
監査役会を招集するときは、会日の3日前までにその通知を発する。

②監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開くことができる。

第 36 条(監査役会の決議)
監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数で行う。

第 37 条(監査役会の議事録)
監査役会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令で定める事項は議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。

第 38 条(監査役会規程)
監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

第 39 条(監査役の報酬等)
監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第 40 条(社外監査役の責任免除)
当会社は、社外監査役との間で、当該社外監査役の会社法第 423 条第1項の責任につき、法令に定める要件に該当する場合には、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。

第6章　会計監査人

第 41 条(会計監査人の設置)
当会社は会計監査人を置く。

第 42 条(会計監査人の選任)
会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

第 43 条(会計監査人の任期)
会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

②会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

第 44 条(会計監査人の報酬等)
会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第7章　計　算

第 45 条(事業年度)
当会社の事業年度は、毎年10月1日から翌年9月30日までの1年とする。

第 46 条(剰余金の配当)

当会社は、株主総会の決議によって、毎年9月 30 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当」という。）を行う。

第 47 条（中間配当）

当会社は、取締役会の決議によって、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録株式質権者に対し、会社法第 454 条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当」という。）を行うことができる。

第 48 条（除斥期間）

期末配当金及び中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。

②未払の期末配当金及び中間配当金には利息をつけない。

附則

第1条　第5条の変更、第7条及び第8条の新設並びにこれにともなう条数変更の繰り下げの効力発生日は、平成 26 年4月1日とする。なお、本附則は、効力発生日をもってこれを削除する。

1. 平成5年6月15日　制定
2. この定款は平成14年9月27日より改正施行する。
3. この定款は平成15年12月18日より改正施行する。
4. この定款は平成16年5月10日より改正施行する。
5. この定款は平成16年12月21日より改正施行する。
6. この定款は平成17年5月20日より改正施行する。
7. この定款は平成17年11月18日より改正施行する。
8. この定款は平成18年12月22日より改正施行する。
9. この定款は平成20年12月17日より改正施行する。
10. この定款は平成21年12月18日より改正施行する。
11. この定款は平成25年11月19日より改正施行する。
12. この定款は平成25年12月20日より改正施行する。